

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

| | | | | |
|--------------------|--|-----------|-------------------------|---------|
| 招集日時 | 平成24年4月17日(火) 午前11時9分 | | | |
| 招集場所 | 蟹江町役場 3階 協議会室 | | | |
| 出席委員 | 委員長 | 高 阪 康 彦 | 副委員長 | 安 藤 洋 一 |
| | 委員 | 戸 谷 裕 治 | 委員 | 松 本 正 美 |
| | 委員 | 菊 地 久 | 委員 | 中 村 英 子 |
| | 委員 | 吉 田 正 昭 | | |
| 欠席委員 | なし | | | |
| 会議事件 説明のため出席した者 | 町 長 | 横 江 淳 一 | 副町長 | 河 瀬 広 幸 |
| | 教 育 長 | 石 垣 武 雄 | 教育部次長兼 教育課長兼 図書館長 | 鈴 木 智 久 |
| | 生涯学習 課 長 | 川 合 保 | | |
| 職務のため出席した者 | 議 長 | 黒 川 勝 好 | 議 会 会 事務局長 | 松 岡 英 雄 |
| | 補 佐 | 伊 藤 恵 美 子 | 書 記 | 服 部 有 規 |
| 付託事件 | 議案第16号 蟹江町民プールの設置及び管理に関する 条例の廃止について | | | |

○委員長 高阪康彦君

閉会中にもかかわらず総務民生常任委員会を開催いたしましたところ、委員全員の出席をいただき、まことにありがとうございます。

定足数に達していますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

審査に先立ち、町長よりごあいさつをお願いします。

○町長 横江淳一君

あいさつした。

○委員長 高阪康彦君

どうもありがとうございました。

本日は継続審査となっております議案第16号「蟹江町民プールの設置及び管理に関する条例の廃止について」であります。

お手元に経過についての資料が配付されておりますので、担当より説明をお願いします。

○生涯学習課長 川合 保君

3月議会総務民生常任委員会にて継続審議になりました議案第16号「蟹江町民プール設置及び管理に関する条例の廃止について」説明をさせていただきます。

主として民間のプールですが、3月議会にこの廃止条例を提案させていただきましたが、総務民生常任委員会において町民プール利用されるためにどのような努力をしているのかということでしたので、平成24年度以降、借り上げ契約を締結し、ケーニーズ同様に町民プールとして利用できるようにならないか問い合わせ等しましたが、最終的には使用できない（経過は別紙のとおり）、別紙3ページのほうをごらんください。

3月9日、アシスト蟹江に電話にて面会を依頼し、3月13日午後3時に面会の約束をとりました。

3月13日午後3時にアシスト蟹江にて、6月から8月の日曜日にケーニーズと同様に町民プールとして開放できないか、昨年度のケーニーズとの仕様書を提示し依頼したところ、本部に確認するという返事をいただきました。

3月24日、アシスト蟹江から電話にて、仕様書に記載の看護師の配置及びコインロッカー50個が用意できない。日曜日に利用している一般会員に周知する期間が短い等で町民プールとしての利用は困難である旨の返事がありました。

3月27日に電話で3月24日の回答について再度協議したため面会を依頼したところ、3月29日午前10時に面会することになりました。

3月29日午前10時にアシスト蟹江にて、コインロッカーは現在ある数で対応していただければよい。看護師は蟹江町から紹介するので、アシスト蟹江で雇用契約して配置してもらえばよい。第2、第4日曜日がアシストの会員への開放日であることから、折衷案として会員向け開放日のない第1、第3、第5日曜日を町民プールとしての利用を依頼し、あわせて借

上料の積算を依頼しました。

アシスト蟹江側からは、日曜日は会員への開放日なので、その事業をとりやめる形では経営上難しいと本部から言われた。折衷案を本部に確認してみるとのことでした。

4月7日、アシスト蟹江から電話にて会員向け開放日のない第1、第3日曜日を町民プールとして利用することについて、本部に再度確認したが、町民プールとして開放することは困難であるとのことでした。

2の学校のプールについてであります。

学校プールを町民プールとして利用するためには、出入口、更衣室等を確保するための改修が必要となるため、その費用の概算見積もりを依頼しております。

工事が必要となるため、学校教育に支障を来さないようにするため、学校との連絡調整が必要で、今年度での利用は不可能と考えております。

また、運営する人材（監視員、看護師）等も必要となります。

3として、町外のプールについて近隣市町村の屋外プールを蟹江町民が利用できるかどうか調査しました。

その一部を上げさせていただきました。飛島プール、富田北プール、海南こどもの国。なお、補助をどのような形で行うか検討中であります。

4の広報等についてであります。平成24年5月号の町広報で、ケーニーズでの町民プールは実施しないことを掲載予定、また町ホームページでのケーニーズでの町民プールは実施しない、あわせて近隣市町村の利用可能なプールを紹介する予定であります。

以上であります。

○委員長 高阪康彦君

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 菊地 久君

その程度の物事を考えていないと思うんだけど、大事なことは、町民プールというものを条例上は、あそこがなくなれば廃止だということが1つであって、町民プールそのものをなくするという提案ではなかったわけ、本旨は。だからケーニーズを借りておるところの条例の目的、設置場所、条例がありますね。それからいうと、なくなっちゃったからその条例はやむを得ないでしょうと、これはいいわけ。しかし、それを我々人質にとったわけじゃありませんけれども、町民プールについては了解したわけでも何でもなし。町民プール廃止について了解したわけじゃないので、それにかわる、ケーニーズにかわる場所をどこにしたらいいかというのが第1点でしょう。2つ目には、趣旨目的からいって、そういう人たちの健康管理する面から、趣旨目的からいって必要性があったから借りてでもやっておったわけ。それにかわるものとして何かないのかと。ないのかという話のときには、例えば小学校のプ

ールでかわってやれることはないだろうか。ただ蟹江小学校のところを町民プールに指定をしてやろうとしたらどうか。それには当然、更衣室の問題だとかシャワー室の問題だとか必要になってくる。それについてここにも書いてありますけれども、一定の予算をとって工事をやらなければいけない。やろうとすると、ことし補正予算なり6月予算で組んで工事にかかったってどうなのという問題が、これは当然出てくるわけだね。

それから、もう一つはここに書いてあるように、では、ことしは無理だ。かわって他のあるところで利用ができないだろうか。利用するに当たっては相手との話もありましょうし、大体これ1人当たり年間2,400円くらいかな、今までの実績からいってお金を、2,300円だ。今までの1人当たりの経費というのはケーニーズを借りておるときには2,300円、安いときは1,300円くらいかかって、ずっとふえていっちゃって2,300円になっていますが、それだけの負担はケーニーズで借りておっても経費負担、入っておる人の負担は2,300円払っておったわけ、町として、2,300円に値するような、例えば補助制度だとか、こういうものがあるのかどうか。これはやっぱりきちんと整理をしないといかないわけ。方針として、あくまでも町民プールを、名前とごっちゃにしてしまっただけではいかんけれども、ケーニーズにおける条例上のケーニーズの場所がなくなったから廃止だという提案だけれども、本心は町民プールもやめたいと。抱き合わせで提案しているわけですよ。違うんだから。あくまでもケーニーズを目的とした条例だけは一たんはなくなった以上は、条例は廃止しなければならないという提案であって、町民プール廃止の提案じゃないわけ。

去年の12月からその話が出てきて、今の経過でやっていったら、これはどうみてもずっと見ると、蟹江町の中ではそれにかかわるところは、まず施設はない。町の中で蟹江小学校なら工事をやって使えるようなことを計算して、これからやろうと思っても時期的に無理だからやめたというわけでしょう。最後には各地域のところがあるからそこを借りられて、それを補助金でやったらどうか。全く新たなものが出ておるわけ、ここで。新たな考え方が。これは重大な問題なんです。ことしは今の報告を聞く限り町民プールは、今まで使っておった千何百人という人たちは、使えないということ。使えないということについては、ケーニーズが悪いの。蟹江町が悪いの。どうするのと。

その実情説明というのは大事なことなものですから、そういう経過というのは本当に大事にして我々に説明しないと、本当に何やっておったの。本心はやっぱりやりたくなかったのかというとらえ方をよりしようがないわけ。本当はもうやめたかったんだねと。町民プールそのものを。金もかかるし、利用者も少なくなったし、本心はどこにあったの、これ。町民プールの条例改定と同時に町民プールもなくしたいと、こういう背中に背負ったものがあってこういうことなのか、その辺がちょっと理解ができないものですから、基本的に今まであった町民プールというか、尾張温泉なんてそんな立派なものは言うておりませんが、皆さんが健康のために目的でつくった町民プール、条例に書いてあるんですよ、最初に。その

趣旨目的を果たすためのものというものは必要性があるのか。この際やめたいのか、その辺がちっともわからん。その辺についてはどういうお考えできようこういう、資料はわかりました、経過は一生懸命やったという点ではわかったけれども、本心はどこにあるの。それをちょっとすみません。

○教育長 石垣武雄君

3月議会でも申し上げたところでありますけれども、あの時期でもプールをなくすという方向ではなくて、24年度については難しい状況だと。予算的に、あそこでもお答えしたと思うんですけども、町民プール云々については12月のときということでお話しをしたと思うんです。今回につきましては、あのときの継続審議になったこともありますけれども、再度まずは町民プールとしてケーニーズにかかわるところでないかどうかというようなところで担当がいろいろほかを当たりながら考えた。きょう説明させていただいた1番と2番がこの前のところの継続のところ、本年度何とかならんかという趣旨のこと。そして、それがどうしてもだめなときは3番目ですよと。4番目については中村委員も言ってみえたことも踏まえて、今継続でやっていますという経過報告をさせていただいたところです。

つけ加えるなら、このアシスト蟹江というところはもう一度当たってみたんです。というのは、ケーニーズがかかったときにアシスト蟹江にも声をかけたということを私は聞いておりました。そのときには、それこそうちはだめですよということでケーニーズが引き受けてくれたという経過があります。ここのもう5年、6年たったところで、再度町民プールとしてケーニーズにかかわるところをということでアシスト蟹江に声をかけましたら、担当が意外と色よい返事をして、いいかもしれないよと。そうですかということで何度も申し入れし、また足を運びながらやったところ、どうも本部のほうが難しいと。最終的に、ここに別表に示されているように3月9日から約1カ月間ですけれども、そちらのほうにかかり切り、ではないんですけども、そちらを中心に、もしこれがうまくいけばあそこでいいんだよということで担当とも話をして進めてまいりました。

あわせて、2番のところもやっておったわけです。もしだめなときには学校のプール、これはもう蟹江小学校、この前もお話ししたとおり。そのあたりのところで今、見積額ということで早急にこれも、1番がだめになりましたので、2番を当たっているということをご理解いただきたい。2番がだめなときに3番かなということで、ここに順番を掲げてあるわけです。ただ、2番も現在の状況で、概算で補正でということで、つまり今度の5月には難しいということで6月補正ということになろうかと思いますが、学校のプールが6月中旬にプール開きと。それで学校のプールが6月、7月と使われることを聞きますと、これ、そういう改修工事等々行うについては、若干もうちょっと学校と詰めなければいけないですけども、ひょっとするとここに三角的な要素があるなということは思っているんです。やるとしても学校のプールが終わったところでいくんじゃないかなと。

並行して、まずでも1番の目はなくなりましたので、2番を中心にしながら、けれどもひょっとしてということで3番目を今当たっていると、そんなふうにご理解いただけたらと思いますし、何分もうプールをなくすどうのこうのではなくて、この前の議会の継続を受けまして、担当としてやれることを精いっぱい頑張っているというところであります。

以上です。

○委員 菊地 久君

ここは一番大事なことですので、もう一度お尋ねしますが、町長としては今の考え方としては町民プールをもうこの際廃止をしたいのか、継続をしたいという思いなのか、そのことについて継続したいという思いであるけれども、今の状況を踏んでいったときに、例えばことしは無理だけれども、来年は何とかできる方向だとか、何かがないと、これは町長だけではありません、我々議員もどう思うのか大事であります。例えばもう一度質問いたしますが、アシストとかケーニーズは今のところ、私が言ったわけではありませんが、皆さんの話を聞くと無理かなとおっしゃられた。じゃ、次に小学校でというと、まだ見積もりはとっていないようですが、例えば蟹小でロッカー室だとかシャワー室をつくらうとすると、大体幾らぐらいの予算が必要なのかなという点と、万が一、早目に理解をいただいて町が、例えば予算このぐらいで6月のときにぼんと出す、決まる、工事にかかる。しかし、夏休み中、使っておりましたから、そういう気持ちがあっても無理だと。来年になってしまうといえ、これもことしは無理なのかということになるものですから。来年度はどうしたいのと。こういう話はいずれにしても出てくる話なんです。

それとあわせて、私もよくわからないわけですが、プールをつくれという運動が、昔ずっとふえていって、全学校できたわけですね。今の現状からいって、小学校のプールというのは8月に泳いでいるのかどうか。そのことについて一遍、教育長にお尋ねするが、学校の小学校のプールというのは、8月は使っておるの。中学校のプールというのは、授業の一環としてプールを使っているのかどうなのか。現状を一遍、教育の立場で、私が聞いておる限りは、もうほとんど小学校や何かは8月になったら使っておらないのではないかと。ボウフラがわいておるとは言わんけど、使っていないよと。中学校でも授業ではなしに、水泳部があるかどうかわかりませんが、そういう水泳を中学生として授業に入っているか、ちょっとそれも私は理解していない、申しわけないんですが、どうなのかとか。

それから、よそのこの地域の町村で、大治もあつたんですが、町民プールあつたと思いますし、弥富は今もあるんじゃないかと思いますが、津島もありますね。そういうような行政が積極的に市民プールだとか町民プールをやったり、拡大をしていくような方向なのか。そうでなくてだんだんと何となく縮小していくような雰囲気を感じられた中の蟹江町は拡大する方向、守っていく方向か、ご多分に漏れずもうやめるような、縮小するような方向なのか。今、大変岐路に立っているような気がしてならないものですから、結果的には、今チャンス

と言っては失礼ですが、お互いに議論を深めるいいときかなと思ったものですから。ただ条例廃止なら廃止で終わりですよ。もちろんそれで終わればいいの。しかし、町民プール廃止の提案ではないものですから、その辺をやっぱり間違えるといかんと思っていますので、その辺の実態を一遍もう一度お聞きをしたいんです。

○教育長 石垣武雄君

2番の学校のプールについて、これを改修してというような話、蟹江小学校を焦点に当てておったんですけども、今、菊地委員のほうから、学校の利用状況はどうなんだということで、大分もうこのことから離れますけれども、学校の実情を教えてもらいたいのかなと思ひまして発言したようですが、皆さん方ご存じだと思いますが、随分昔といいますと、学校はプール開放ということでありました。夏にそれぞれ字ごとで集まったり、午前午後とか、それを監視するのはPTAの役員とか先生の一部というようなことで割り振り等々されていたのは私も小さいころそうだったと思ひますし、いや、先生になってからもそうですが、そのときの流れがなくなってまいりました。つまり学校のプール開放というのがなくなった。というのは、命にかかわるようなこととかいろんなことで、まわりにも、そういう遊びって言ったらおかしいですが、そういうプールも出来てきたということで学校のプールで水泳指導、学校開放ではなくて、自由ではなくて水泳指導のほうに重点を置くということで、ですから小学校ですと大体2年生、3年生くらい、あのプール25メートル泳げない子がおります。授業の中でも。そういう子については7月、8月の中旬あたりのところをプールの特別練習ということでやってまいりました。

現在、話を聞きますと、確かに8月はプールの出校日の日に使うぐらいで、7月中に特別練習日は終えるみたいです。その泳げない子については。じゃ、学校の水泳指導の時間はどうなのと。大体8時間から10時間ありますけれども、これはもう6月中旬のプール開きから水泳指導の時間はクリアしているというようなことです。完全にプールといっても指導、いろんな体育の時間がありますね。ボール運動は何時間とか、そういう時間はクリアしているというようなことをカリキュラムの中で学校はとられています。

ですから、今までの流れの中の自由とかいろいろあった流れを再度変えまして、指導の時間ということで学校は考えています。8時間、10時間ということで。ですから、それが大体終業式のときまで終わるということで、あとは終業式終わった後に3年生、4年生ぐらいを中心に25メートル泳げない子を特別練習日と。あとは中には学校によっては学年出校ということでプール出校ということで、泳げない子以外のところで少しプールを7月の下旬ぐらいにやっているのが現状であります。

それから、中学校につきましては、北中学校、蟹江中学校もそうですけれども、授業の時間で何時間か割り振りがありまして、8時間程ですか授業の時間でやっておりますけれども、部活動としては蟹江中学校は水泳部があります。北中学校はありませんので、北中学校は8

月、終業式から8月終わりまではプールはありません。中学校については郡市の大会いろいろありますが、蟹江中学校は部活動でありますので、そういう大会に入れてもらえる。それで出ていたということで8月いっぱいまでプールは、学校の授業じゃなくて部活動で使っている。もちろん1学期の終わりには体育の授業でやっているというようなお話を聞いていますので、今までの流れの中で、そういう学校の開放というものが観点を変えて、指導ということで学校は今取り組んでいるということでもあります。大体状況は。

○町長 横江淳一君

菊地委員のこの際、町長はどう考えているんだということの質問にお答えしたいと思いません。

まさに先回、上程をさせていただいた条例廃止、これは条例を廃止するということでプールを廃止するということではございません。このことについては理解は同じだというふうに思っております。

それと、委員もご理解いただいていると思えますけれども、平成17年、ちょうど私が町長に就任したときにこのプールは尾張温泉からこちらへ変わったわけですね。そのときにいっそのこと、じゃ、蟹江町にプールをつくったらどうだという流れ、先ほど菊地委員が言われたようにそういう流れがありました。しかしながら、いろんな周囲の自治体を見て、例えば温水プールの天井が落ちた、それからいろんな危険があったということで、それとランニングコストが物すごく膨大にかさむということを考えたときに、まずは優先順位としてプールを自前で持つということはこれは非常に難しいんじゃないかということで、基本的には今後も蟹江町で蟹江町の自前のプールをつくるということは考えておりません。

その中で、実際、尾張温泉のプールの存続を関係者にお願いをしたところ、これも本議会でもご説明したとおり、あのプールはコンクリートのプールをつくったのではなくてバスタブのような感じで、川の中に浮かべたということで非常に工法が特殊でありました。そんなことと、ろ過機が非常に老朽化しているということで、これ以上お金をかけたくないということで、実際いろんなところの、今現在ある蟹江町のプールの施設にお願いをし、本来、蟹江町の町民プール条例とは違いますが、使用期間だけ町民プールとして使うということで条例を制定したということもご理解いただいていると思えます。

今現在、昨年10月にケーニーズの関係者の方から、中止をしたいという要望を受けました。理由はたくさんございますけれども、それについてはわかりましたと言わざるを得ない状況であったのは事実であります。そんな中で、今後、プールにつきまして、もしも蟹江町の町民プールとして使うことができれば、またお願いすることはできますかということをお願いしたところ、今の状況では多分町民プールとしてお貸しすることはできないでしょうということもございましたし、それと同時に、既存のプールを何とか使えるべく町民プールとして方法はないのかということも絶えず模索をしておいたのも事実であります。

きょうこうやって報告させていただいたのは、菊地委員もそのアシストの話は聞いておみえになると思いますけれども、結構お客さんが少なくなりまして、あきがあると。ひょっとしたら町民プールとしてその期間だけ受けていただけるんじゃないかという、はかない夢を持っておったわけでありまして、本部のほうからだめだということがありまして、非常に残念に思うわけでありまして、ただ、ケーニーズさんにつきましても、実はこれはまだ発表していいのかわかりませんが、これからちょっと進めていくことでありますけれども、プール全体を実はアウトソーシングをして、業者に貸すという動きがひょっとして加速するんじゃないかという情報を実は聞いております。そんな中でしたら、町としてそこに参入することはできるかということをお願いしたところ、十分また町としては入っていただいて結構だと。これはまだ非公式であります。きょう、委員会でこういうお話になりましたので、私どもは担当者として話はしておりませんが、私もいろんな関係者にプールの存続をということをお願いしておるわけでありまして、その話がはっきりするのがちょっとまだ、多分夏過ぎ、もしくは秋口になるかもわかりません。ですから、2番手、3番手の考え方として、近隣の地方自治体にお金を若干補助して、ただ、この補助の出し方も非常に難しいわけでありまして、交通事故等々の問題もありますので、じゃ、送迎バスを出さなければいけないのかという、それもちょっと話になっていくと大変対処のしづらい状況になりますので、今のところはまだそこまでは考えておりませんが、もうしばらくお時間をいただきたいというふうに思っております。

蟹江町の学校のプールの使用につきましては、これは慎重に考えるべきだというふうに思っています。平成17年のときに選択肢の1つとして小学校のプールということを教育長さんに申し上げたことが実はございます。そのときには、やはり学校というのは校長がハード面は管理をしておりますし、いろんな面で非常に難しいということがありました。現実に使っていない期間があるので、その中でどこのプールを使うかということは別として、何とかそこだけ使用することはできないかということその当時の校長さんに、数名の方に実はお願いをした経緯があります。最終的にはこれはかなわぬことでありますが、今、教育長が申し上げましたとおり、今後、菊地委員が言われましたある一定のところを一つ決めて、使うことができれば、しっかりそれも選択肢の中に入れていかなければなりません。ですから、一通り、三通りの方法で今考えております。

最終的には蟹江町の町民プールを即廃止という考えは持っておりません。何とか考えて、町民の皆さんの健康増進、憩いの場所としての場所を何とか確保してまいりたいというふうに努力させていただきましますので、何とぞご理解をいただきたいと思っております。

○委員 菊地 久君

事実、いろいろ一生懸命何とかという気持ちで努力をされておられるようではございますけれども、我々の条例だけの議論をすれば本当はいいわけですが、ケーニーズだけでそれはどうするの

という話になるものですから、この条例を出されたときと同時に、気持ちの上で町民プールをどうされるのという姿勢を、今、町長の姿勢としては町民プールを廃止をするという気持ちは今の段階では持っていない、こういうことは今確認をしておきたいと思います。しかしながら、現状からいって、ことしそれに見合うような事業として、事実上、やれるかどうかということですね。

今聞いておる範囲からいうと、まずことしは難しいなというふうに実感として味わっておるわけ。もしことししないとしたときに、今まで利用しておった方々がどう思われるのか。利用しておった人たちが、千何人という方だと思いますが、前に資料を見ますと、子供と大人合わせて合計約2,400人です、これは17年で、それが1,000人減ってしまっただけで21年になると1,300人減っておるんですね。減っていったのは事実です。これの利用者も。負担金のほうは逆に変わっていないか、減っておるね。状況としてはそういう状況があることも資料でわかりますので、この方々が今の段階でここで経過報告に書いてあるんだけど、非常に難しいから5月の町の広報には、ケーニーズでの町民プールは実施しないことを掲載するという予定だね。こんなことを、出さないことには困るわね。でも、使えないといっても、我々は条例を決めていない。決めていないけれども、そういう5月に出すときには、ないことは事実。だから、ここの委員会である程度そのことについて了解が、暗黙の了解ではありませんがないと、筋からいうと、おかしいのではないかと。条例は提案されておりますけれども、条例は可決していないから、可決していないということは生きておるわけ。相手があるかないか別よ。書き方は物すごく難しい、掲載するときに。どうやって書くつもりか知りませんが、書いて誤解を招いてもいけませんので、それは議員の皆さん方の議論になると思いますけれども、いろんな問題が出てまいっておりますので、私からいうと、難しい状況だなというふうに思っていますが、確認として、町長は現時点で町民プールをなくしたいという方針ではなくて、できる限り継続をしてやれるような方策や方向を考えたい。しかし、他の町村での使うだとか補助金を出すようなことについては大変難しいかなと。できればこの町内の中でやれるようなことを模索したいということは今確認をしました。そうすると、ことしの間はどうなるのということだけは、若干どうやって理解できるかという問題があるものですから、私1人が賢い顔して理解しちゃってもいけませんので、それぞれのせっかく委員会ですので、私はここまでの話にしておきます。

○委員長 高阪康彦君

他に質疑がありますか。

○委員 中村英子君

方向性ということについて、今もお話しありましたけれども、方向性を示してもらいたかったんですけども、方向性が現時点では示すことができないということですよ。3月議会から1カ月、それからケーニーズに断られてからも時間がないということで、その断られ

方の期間についても前回のとき申し上げましたけれども、方向性が現時点で示されないと。3月議会の後はアシストに聞いたらだめだったというだけの話で、その後のことは別に方向性が現時点では示されないということなもので、方向性を示していただかないと審議でもきちんとした審議にも入れないかなと思うんです。

そこで、示されない中で、今、学校のプールについてということで話があったんですが、検討課題の1つ、方向性の中の1つに学校のプールの使用ということについて、今、お話しありましたけれども、なかなか、今、プールを利用する人が屋内と屋外ということがあるんですよね。それで、以前は屋外でもかなり利用者がいたかもしれませんが、飛島でも富田でも、よそでつくっている市営、村営というプールは全部屋内なんですよ。屋外の学校の1つのプールを利用するという考え方が、私はどれぐらいの改修費がかかるか、全然見込みが書かれておりませんのでわかりませんが、改修費までかけて1つの学校の屋外プールを限られた時間、町民プールとして利用するということについては、なかなか難しいかなというふうに私としては思うんですが、そこら辺も考慮に入れて考えていただきたいと思うんです。

学校というのはそれぞれが校区に帰属しているという考え方が非常にあるんですよ。校区に帰属しているという考え方があって、違う校区の人がそっちの校区の学校、利用する人もいるかもしれないけれども、それはなかなか抵抗もあるし、屋外ということはなかなか難しいもので、長期に町民プールとして補助も出して利用してもらおうとするなら、近隣の利用ということにも、これは夏に限りませんので、夏に限らず年を通してそこを利用してもらおうということだって方法としてあるわけですよ。限定した夏じゃなくて、屋内なんだから。飛島も行っている人いますので、知り合いにも。富田も行っている人いますので。富田も100円を入れるし、飛島を利用している人は500円払っておるんですけど、そういうようなこともありますので、方向性を見出すに当たっては、きちんとその辺のところもよく考えてやっていったらいいかなというふうに思います。今年度のことについて、今、菊地委員からもお話しあったように今年度はなしならなしのようになってっちゃうのかどうか知りませんが、その辺も考えて方向性をきちんと出していただきたいなというふうに思うんです。

○教育長 石垣武雄君

広報についての5月号ですけれども、実はもう締め切りが早いものですから、一応ざっと簡単に触れただけで、何しろお知らせしなければいけませんものから、そういう予約を3行もらってやったんです。あとは今度また、経過のとおりとなっておりますけれども、菊地委員がおっしゃるように確かに継続審議になっている、第2条ですか、あそこのところのケーニーズと書いてあるのは、まだ議会に承認されていない、そのあたりも若干あればありますけれども、でもやっぱり時間がお知らせしていかなければいけないものですから、そのあたり理解をいただいたというもので、この前、担当のほうがやらせていただいております。

それから、3番目については、どうしてもいかな場合そういうことがなつて、それについても6月から8月の限定と。中村委員おっしゃるやうに将来的にもしどうしてもというやうなことで2番も駄目になる、そして、屋内の利用についても検討しなければいけませんけれども、そんな場合、それは本当にこれについてはまた別の形で考えていきたい、そんな場合は。今、何しろ町民プールとしてそういうふうな学校の施設とか、あるいは民間のところをお借りしながらやっているものについて、本年度申しわけないけれども、こういうふうなどこか紹介しますので補助つきますよ。それは6月から8月ですよ。いかな場合は7月から8月というやうなところの、本年度の緊急措置といつたらおかしいですけども、そんなことでさせていただくということで、またこの問題についてはそれを聞きつけた後、将来的にどうしていくかということ、これは継続も私たちも考えていかなければいけないと思つております。

○委員 戸谷裕治君

今のお話のとおり、この条例廃止に関しましては、僕はもうこの条例は廃止をされたらいいと思つたんですよ。それはこの件に関してのことですから、今の。プールの件に関しましては、新たにこれだけの意見が出てきているもので、委員会を設けるなり何かして、みんなで検討していかないと、学校のことに关しまして、見積もり出たところで議会の承認だとかいろいろなことがありますので、それが議会の承認だけで済む話でなくなるかもしれない。例えば1,000万円単位のお金がかかるとなつてきますと、そして先ほど中村委員がおっしゃつたとおり屋内と屋外というのは、屋外ですと父兄が付いてこられない場合があると。真っ黒に焼けてしまふとか、なかなか難しい状況になると思つたもので、お子様方の監視としてこられるんですよ。父兄というのは、屋内でやるなら問題ないんですけども、屋外というのは、今の世の中、そういう流れですので、どうしても。

そういうことも考慮しながらやっていくべきであつて、プールの件に関してはこれからの検討課題ということで、議案の廃止に関しましては別問題だと思つたので、僕はそういうことをお願いしたいと思つております。

以上です。

○委員長 高阪康彦君

他にございませんね。

質疑はないようですので、質疑を終了します。

○委員 菊地 久君

ちょっと待つて。

今、議案の取り扱い問題で、今、戸谷委員が上げたんですが、ここで継続審議したそれぞれの皆さんの議員の思いがあつたと思つたんですよ。思いがあつて早急に結論を、資料不足だと。町のほうの努力不足もあつて、という思いもあつたものですから継続して、その間に

どれだけ町は努力をできるか。努力の結果、今ここで出られたようなことがあって、もう既に該当者に早急に知らせてあげなければいけないという側面もあることは事実ですよ。そうしたときに、条例があったほうがいいのかどうか。

例えば、今、廃止だという気持ちはないという確認を、町長の確認が初めてここで明らかになったし、従って委員会のとらえ方として、継続でこのまま条例を、きょうせつかく常任委員会開いて、また継続にすればいいのか、きょうの時点で各委員がよくわかったと。ないものはないから、きょうこの際の委員会で条例については議決するというのをやろうと思えば運営上できるものですから。その辺は委員長として皆さんのご意見を聞きながらやらないと6月まで引っ張っちゃうと、今言ったようなことも出るものですから。一遍、議会の委員会の運営上、どうなんですかねと。今、戸谷さんから話が出たような意見ですので、それぞれの議員の皆さんの意見がそのように出れば、あえて私は別に6月の本会議まで引き延ばすことはないという気がしますものですから。

○委員長 高阪康彦君

6月議会ですと、5月に役員人事ありますね。ということは、委員もかわりますし、委員長もかわりますということもありますので、このメンバーで、例えば採決をとるならきょうやらなければ、11日ですとかかわっちゃうわけですよ。

だから、ここで皆さんのご意見を、議案第16号に関してとるか、とらないかを決めさせていただいてもよろしいですか。

○委員 中村英子君

これ1回本会議で継続になっておるんですよ。今この資料というものを、委員会で出されておるんですけども、普通は委員会で審議するんだったら傍聴も許されることもありますので、つまりこの中身について、ほかの議員について十分知っていませんよ、現時点においては。

ですから、きょうこれを継続するかしないかということを決めるというのは、ちょっと時期が私は早いというふうに思うんですけども。

○委員 戸谷裕治君

僕は民生常任委員会に付託された事項であって、そこで決議を出されたらいいと思うんですけども。そして、先ほど申し上げたプールの件に関しましては、これは継続して物を考えていただきたいと。こちらの条例に関しては、いったん総務常任のほうでもう廃止とか、そういうので意見をとりまとめて上程すればいいと思いますので、僕は。

○委員長 高阪康彦君

要するに、議案第16号に関してはここで採決するという。

○委員 戸谷裕治君

それは全員協議の話じゃないので。

○委員長 高阪康彦君

委員会に付託されたので。

○委員 松本正美君

今、戸谷さんも言われたようにこの条例の廃止というのは、今までは町の当局も苦勞されていろいろとされているんですけども、一応、条例の廃止ということはこれできちっとしたほうがいいんじゃないかなと思います。それで、プールのことに関しては、今後、きちんと考えていただくようにということで、条例については廃止を決めてもいいんじゃないかなと思います。

○委員 吉田正昭君

やはり私も条例は廃止ということでいいかなと思います。今言われたようにプールは今後やっぱり検討していただいてというふうに考えています。

○委員 中村英子君

私の意見としては、状況は何ら変化しないような状況に今なっているんですけども、前回のときと状況的には。それで、常任委員会に付託はされていることではありますけれども、1回継続の取り扱いになったということは、それについても他の議員の皆さんも賛成してそういう状況になっているんですけども、その中身の変化についても、知らないわけですから、それは1回手続きとして、だからきょうこれならこれで皆さんに出してもらえばよかったんですけども、報告ということで。それがどうしてもないからやってはいけないとか、そういうことではないので、丁寧にやるならそういうことだよということを私は言っておるので、それを省いて別に問題はないかもしれない。

○委員 戸谷裕治君

少しいいですか。本会議でやられたのは、総務常任委員会の継続審議として報告事項でされたと思うんですよ。議案の継続、それで付託事項で来ているものですから、今回それで決定していけばいいと思うんですよ。それを全員でまたというと、これは総務常任委員会は何やっておるんだと。

○委員長 高阪康彦君

きょうの経過を改めて他の議員に報告すればいいということでもありますね。

○委員 菊地 久君

これは委員会に付託をされた以上は、委員会で決定権がある。委員会としては結論、ただし、この結論については本会議で報告する。報告して了解を得ると。そこで特に申し上げたいのは、条例について、ここで例えば、この際いいよということになれば、委員会としては決定。ただし、委員会の委員として決定の条件ではありませんけれども、先ほど言った意見、町長に、町民プール廃止ではございませんと。引き続いて町民プールをできるような努力をいたしたい。我々もそれをぜひ望みたいという意見を付して、この委員会は委員会決定、そ

れとそういう意見があったということをやっぱり委員長報告でびしっと6月の議会のときに報告をしていただければ、議会のルール上はそれで済むと思いますが、あとは我々が責任持てることは、こういうことを委員会で決定したと。それについても緊急やむを得ないということで、広報のときに今回これは使えませんというようなことはやっぱり町民に広く早く知らせたいという思いは、やっぱりこれは緊急避難型はいっぱいあるものですから、それは我々委員が責任を持つということならば当局はやりやすいのではないかなと、こういうような思いがあったもので、それがそのままやっちゃうと、これまた何だ、委員会無視してという話になるわけ。その辺も当局ももう少し配慮というのは、非常に欠けておるの、あんたたちは。申しわけないけれども、こうこうこういうふうにしたいので頼むだとか、そういうことをやっぱりびちつと言えることは言ってもらいたいです。

○委員長 高阪康彦君

委員長としては、きょうここで皆さんの採決をいただきたい。

町民プールの廃止ではない。町民プールを廃止する条例ではないということ、だけど、町民プールに関しては継続してまたいろいろな考えを持っていくという、そういうことをつけ加えて報告をすると。それはそのとおりでいいと思うんです。

ですから、きょうにおいては、この議案16号に関して採決を皆さんにしていっていただきたいと思います。

○委員 菊地 久君

委員長報告で今言ったことを忘れないようにつけ加えて、委員からこういう意見があったということをおかしくなっちゃうので。

○委員長 高阪康彦君

じゃ、議案第16号に関して賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

ということで、議案第16号においては可決をされました。

ということでよろしいですね。

委員長報告は、皆さんの意見を入れてうまくやるつもりでございます。やれば。

以上で総務民生常任委員会を終了しますが、町民プールはこれからまたいろんな町のほうに動きがありましたら、委員長としてまた委員会を招集してそういう経過報告をさせていただくかもわかりませんが、そのときにはご協力をよろしくお願いいたします。

また、理事者の皆さんにもご承知おきください。

それでは、これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午前11時59分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 高 阪 康 彦